

## 【物価高騰対策支援給付金（介護）】FAQ

番号	Q	A
1	申請者名は事業所の管理者でも良いか。	本事業は、 <b>法人単位</b> でのご申請となっております。 事業所の管理者ではなく、 <b>貴法人の代表者名</b> をご記入のうえ、代表者印を押印ください。
2	事業所ごとに振込先口座を分けたい。	申し訳ございませんが、振込先口座を分けて対応することはできません。 申請者（法人）口座は、 <b>1法人につき1口座</b> でご申請ください。
3	振込口座は、事業所のものでも良いか。	原則として、法人口座をご指定ください。 やむを得ず事業所等の口座とする場合は、 <b>委任状が別途必要</b> となります。 委任状は要押印（紙提出）となりますので、請求書とともにご提出ください。
4	申請後、支給されるまではどの程度かかるか。	順次処理を行ってまいります。区での内部処理の関係上、概ね <b>1か月半程度</b> はお待ちいただきますようお願いいたします。
5	法人本部が北区内にないと支給対象にはならないのか。	法人本部の所在地は問いません。 本事業については、 <b>事業所の所在地が北区内であること</b> が1つの条件となっております。
6	同じ所在地に、別の事業所が存在する。事業所としては両方とも申請しても問題ないか。	対象のサービス種別であれば、いずれも対象としてご申請いただけます。 例えば、通所介護と認知症対応型通所介護や、介護老人福祉施設と短期入所生活介護が同所在地にあることが想定されますが、「入力シート②」上で行を分けてご記入ください。
7	サテライト事業所が北区内にあるが、対象に含めて良いか。	対象外となります。含めないようご注意ください。
8	サテライト事業所について、元となる親事業所は北区内に所在し、サテライト事業所は北区内に所在している。この場合、支給対象になるか。	サテライト事業所は対象外となります。 また、「 <b>基準日（令和4年10月1日）現在において、北区内に所在</b> 」していることが条件の1つとなっております。元となる親事業所が北区内に所在する場合、上記条件を満たしませんので、対象外となります。

【物価高騰対策支援給付金（介護）】FAQ

番号	Q	A
9	令和4年9月1日から休止している事業所があるが、対象に含まれるか。	基準日（令和4年10月1日）時点で休止している事業所は対象外となります。
10	令和4年10月31日で廃止予定の事業所があるが、対象に含まれるか。	基準日（令和4年10月1日）時点で運営していても、交付決定日までに廃止が予定されている場合は対象外となります。 交付決定日の目安ですが、ご申請（提出内容に誤りがない場合）から、約3週間～1ヶ月程度を想定しています。
11	基準日で休止・廃止していないことが条件の1つにあるが、基準日（令和4年10月1日）に開設する場合は対象に含まれるか。	支給対象となる事業所の条件の1つを、「令和4年4月1日以降、継続して事業を運営している事業所」としています。 そのため、基準日当日に事業所を開設する場合は、支給の対象には含まれません。
12	今後の電気・ガス料金に充てて良いのか。	本事業は、 <b>令和4年4月1日からの1年間分</b> として支給します。 したがって、令和5年3月31日までの分に充当するのであれば、差し支えありません。
13	この給付金の支給を受けた場合は、物価高騰を理由とした食費、居住費などの値上げはできないのか。	本事業は、物価高騰による介護サービスの提供に対する影響の軽減や、利用者負担の増加防止を目的として行うもので、 <b>令和4年4月1日からの1年間分</b> として支給します。 したがって、令和4年度中において、給付金の支給後におきましては、この給付金の活用により賄える限り、エネルギーコスト（電気・ガス料金、食材費）、ガソリン代の高騰を理由とした値上げは行わないよう、ご理解・ご協力をお願いします。  なお、この給付金の活用においても、値上げを行わなければ事業運営に支障がある場合は、この限りではありません。
14	いつ時点の定員数を記入すれば良いか。	基準日現在の、指定権者等への届出上の定員数を入力してください。
15	介護老人福祉施設で、施設内に多床室とユニット型があるが、どのように記入すれば良いか。	定員数を合算し、1行にまとめて記入をお願いします。

## 【物価高騰対策支援給付金（介護）】FAQ

番号	Q	A
16	入所系事業所（施設）での車両は、給付金の対象外となるのか。	申し訳ございませんが、本事業では対象外とさせていただきます。
17	「軽費老人ホーム」は、都市型を含むのか。	都市型を含みます。
18	サービス付き高齢者向け住宅は対象にならないのか。	申し訳ございませんが、本事業では対象外とさせていただきます。
19	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護は、入所系の区分になるのか。	宿泊を組み合わせたサービスであることから、本事業においては <b>入所系</b> の区分とさせていただきます。
20	（看護）小規模多機能型居宅介護事業所は、通所定員で申請できないのか。	本事業では、施設系事業所として分類しているため、夜間の利用定員である <b>宿泊定員</b> で積算することとしています。
21	送迎車両について、通所介護と認知症対応型通所介護の両方で使用している。「入力シート③」は、どちらの事業所で記載すれば良いか。	どちらの事業所でご記入いただいても構いません。（重複して記入することはできません。）
22	通勤用自家用車は対象に含まれるか。	本事業では、 <b>利用者の送迎等に係る事業者所有の自動車</b> を想定しています。したがって、通勤用の自家用車は対象外とします。
23	対象とする経費は、どのようなものが該当するのか。	電気代、ガス代、食材費、燃料費（ガソリン代）を想定しています。
24	領収書・レシートの提出は必要か。	区への提出は不要ですが、5年間保管をお願いします。
25	領収書・レシートの他、どのような書類の保管が必要か。	利用者へ食事提供を行っている場合は、それを証明する書類（契約書、料金表、献立表など）が想定されます。

## 【物価高騰対策支援給付金（介護）】FAQ

番号	Q	A
26	定員よりも少ない給付額で支給を受けたい。	申し訳ございませんが、承っておりません。
27	支給申請書など、Excelデータでの提出ができない。紙で提出して良いか。	支給事務を速やかに進めるため、データでのご提出についてご理解・ご協力ください。
28	介護老人福祉施設と、通所介護事業所を運営している。 介護老人福祉施設で使用している車が2台、通所介護で使用している車が1台で、計3台所持している。 通所介護分として3台申請しても良いか。	通所介護事業所分としての所持台数でご申請ください。 ご質問の場合、1台での申請となります。
29	通所介護事業所で、登録者人数は利用定員よりも多い。登録者人数で申請して良いか。	<b>利用定員数</b> でご申請ください。
30	通所介護事業所で、入浴提供の有無による支給額の違いはあるか。	支給額の違いはありません。
31	総合事業も運営しているが、介護と予防、それぞれ申請（2事業所分の申請）できるか。	総合事業分は含みません。「支給対象事業所・対象額一覧」に記載のサービス種別のとおりとなります。
32	通所リハビリテーション事業所については、申請の対象とならないのか。	医療系サービスのみなし指定を受けている事業所については、対象外となります。 ただし、令和4年7月から9月までの各月において、サービス提供実績がある事業所については対象とします。 7月のみ、8月のみでの提供実績では対象とはなりませんので、ご注意ください。
33	介護老人保健施設と通所リハビリテーション事業所は事業所番号が同じだが、それぞれ支給対象になるか。	事業所番号が同一であるかどうかに関わらず、サービス種別にあてはまれば、その種別ごとに支給対象となります（ただし、通所リハビリテーション事業所については、Q&A32をご参照ください）。